

# サステナビリティ報告基準 に関する動向

1. 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」の概要 33  
ASBJ 専門研究員 きりはら わか 桐原 和香
2. 欧州連合（EU）におけるサステナビリティ報告基準に関する動向（CSRD 案を中心に） 43  
ASBJ 専門研究員 きりはら わか 桐原 和香
3. 米国における ESG 情報開示に関する動向 49  
ASBJ 専門研究員 きりはら わか 桐原 和香

# 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款の的を絞った修正案」の概要

ASBJ 専門研究員 きりはら わか  
桐原 和香

## I はじめに

IFRS 財団<sup>1</sup>の評議員会<sup>2</sup>は、2021年4月30日に、公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款の的を絞った修正案」（以下「本公開草案」という。）を公表した<sup>3</sup>。IFRS財団は、2020年9月30日に、IFRS財団が財務報告のみならずサステナビリティの領域においても役割を担うべきか等につき利害関係者の意見を求める「サステナビリティ<sup>4</sup>報

告に関する協議ペーパー」（以下「2020年協議ペーパー」という。）を公表している<sup>5</sup>。本公開草案は、2020年協議ペーパーに対する利害関係者からの要望を踏まえ、IFRS財団が今後国際的なサステナビリティ報告基準を設定するために必要な定款改正案に対し意見を求めるものである。

本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

1 IFRS財団の概要については、<https://www.ifrs.org/about-us/>を参照のこと。

2 評議員会はIFRS財団及び国際会計基準審議会（IASB）のガバナンス及び監督に責任を負っている。評議員会はIFRS基準に関する技術的事項には関与しない。評議員会は、公的説明責任のある市場当局の団体であるIFRS財団モニタリング・ボードに対して説明責任を負っている。

3 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/04/ifrs-trustees-publish-institutional-arrangements-for-proposed-new-sustainability-standards-board/>

4 本ペーパーの目的上、「サステナビリティ」という用語は、環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に関連した情報を指す包括的な文言として使用されている。

5 2020年協議ペーパーの概要については、『季刊 会計基準』第71号（2020.12）を参照のこと。

## II 本公開草案の公表の経緯

IFRS 財団は、傘下の会計基準設定主体である国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）を通じ、世界中の資本市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす高品質で単一の国際財務報告基準（以下「IFRS 基準」という。）を開発するミッションを担っている<sup>6</sup>。IASB等の運営を監督するIFRS財団の評議員会は、定款に基づき、グローバルな経済状況の変化に対応し、5年ごとに組織の体制を含むIFRS財団の戦略及びその有効性を見直す責任を負っている<sup>7</sup>。

2019年1月より評議員会がIFRS財団の将来の戦略を検討する中で、財務諸表よりも広範な企業報告、特にサステナビリティ報告の進展が、IFRS財団の将来の戦略に対する評価の主要な要素になり得ることから、2020年9月、評議員会は、次の点について意見を求めることとした（コメント期限は2020年12月31日）<sup>8</sup>。

- グローバルなサステナビリティ基準についてニーズはあるか。
- サステナビリティ報告に関してIFRS財団は何らかの役割を果たすべきか。
- 仮にIFRS財団が何らかの役割を果たすべきであるとする場合、それが成功するための要件は何か。

IFRS財団は、受け取った576通のコメントを分析し、サステナビリティ報告の国際的な一貫性や比較可能性を改善するニーズがますます

高まっていること、サステナビリティ報告基準に対する緊急の必要性を確認した。また、IFRS財団がそのような基準の開発において主導的な役割を果たすべきであることについて幅広い支持があったと結論付けた。

2021年4月30日、評議員会は、IFRS財団のガバナンス構造の下にサステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会（以下「新審議会」という。）を設立するためのIFRS財団の定款改正案<sup>9</sup>を公表した（コメント期限は2021年7月29日）。また、評議員会は、2020年協議ペーパーに寄せられたコメントと、評議員会がそれらのコメントにどのように対応したのかを要約した「フィードバック・ステートメント」<sup>10</sup>についても公表した。

## III 本公開草案の概要

本公開草案の概要を以下に示すが、本公開草案の全文及びフィードバック・ステートメントについては、IFRS財団のウェブサイトを参照されたい。

### 1. サステナビリティ報告基準の戦略的方向性

2021年1月から4月の間に、評議員会は2020年協議ペーパーに対するコメントを分析し、新審議会が設定するサステナビリティ報告基準として、以下の戦略的方向性を提案している。

6 IFRS財団定款第2条

7 IFRS財団定款第17条(c)項

8 <https://cdn.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/consultation-paper-on-sustainability-reporting.pdf?la=en>

9 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/ed-2021-5-proposed-constitution-amendments-to-accommodate-sustainability-board.pdf>

10 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/sustainability-consultation-paper-feedback-statement.pdf>

### (1) 重要性（マテリアリティ）：「企業価値」に言及

サステナビリティ報告における重要性のアプローチにはいわゆる「シングル・マテリアリティ」といわゆる「ダブル・マテリアリティ」がある。前者は通常、投資者等の市場参加者の意思決定に有用な、例えば気候変動等に関連する事象が報告企業に与える影響を報告するというアプローチを指し、後者は報告企業に与える影響のみならず、報告企業が環境や社会に与える影響についても報告するというアプローチを指す。

本公開草案では、「企業価値のための投資者重視（Investor focus for enterprise value）」と題し、重要性に関して、新審議会は「投資者及び世界の資本市場における他の参加者の意思決定に対して重要性がある情報に焦点を当てることになる」と提案しており<sup>11</sup>、また「企業価値に焦点を当てた国際的なサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速する」として、本公開草案全体で「企業価値」に言及している<sup>12</sup>。

2020年協議ペーパーでは、企業が環境に与える影響と、当該企業にとってのリスク及び機会との間には関連があるため、企業が環境に与える影響に焦点を当てる開示が、投資者にとって重要度を増しつつあることも認識しなければならないとし、そうした開示は、企業が気候に与える影響のみならず企業の長期的な価値創造を投資者が理解するためにもますます重要となりつつあるとしている。一方で、当初からダブル・マテリアリティを採用すれば、作業が複雑になり、基準の採用が遅延する可能性もあることから、最初は、投資者及び他の市場参加者に

にとって最も目的適合性のあるサステナビリティ情報に注力し、徐々に範囲を拡大するアプローチを提案していた<sup>13</sup>。

フィードバック・ステートメントにおいて、「評議員会は、企業価値に関する投資者の情報ニーズに対応する報告基準を開発することに重要な社会的関心があることを認識した。企業価値の創造や棄損は、社会及び環境のための価値の創造や棄損と基本的に相互依存関係があるため、企業価値に関連するサステナビリティのテーマに関する企業のより一貫した開示は、より持続可能な事業活動への資本配分を増加させることができると認識している」と述べている<sup>14</sup>。

本公開草案においても当初のアプローチは変わっていないと考えられるが、「企業価値」に言及することで、EUの方針である「ダブル・マテリアリティ」や後述する「ビルディング・ブロック・アプローチ」を意識したものと考えられる。

### (2) 気候変動に関連する情報を優先

本公開草案は、気候変動への対応は喫緊の課題であるため、新審議会の作業範囲について、当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先するものの、環境・社会・ガバナンス（ESG）についての投資者の情報ニーズの充足に向けた作業に速やかに移行することを提案している。

### (3) 既存の枠組みの活用

本公開草案は、新審議会在、サステナビリティ報告基準の設定にあたり、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示に関するタス

11 本公開草案第2項(a)

12 本公開草案付録 B10 項

13 2020年協議ペーパー第49項及び第50項

14 フィードバック・ステートメント 27 ページ

クフォース（TCFD）のこれまでの作業や、サステナビリティ及び企業価値に焦点を当てた企業報告について主導的な役割を担ってきた基準設定主体の連合による作業を基礎にすることを提案している。

#### (4) ビルディング・ブロック・アプローチの採用

本公開草案において、「ビルディング・ブロック・アプローチ」とは、国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、新審議会がベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法を指しているものと思われる。本公開草案は、このアプローチを採用することで、新審議会は、サステナビリティ報告のベースラインを提供するとともに、より広範な報告基準の要求事項の設定をめざす国・地域と調整するための柔軟性も提供することができる、としている<sup>15</sup>。フィードバック・ステートメントにおいては、このようなビルディング・ブロック・アプローチを採用することで、世界的なサステナビリティ報告制度がばらばらになることを抑制しつつ、各国が異なるスピードで動き、サステナビリティに関する情報の利用者に応じて異なるタイプの情報を開示することが可能になる、としている<sup>16</sup>。

IFRS財団の業務は、国際経済における信頼、成長及び長期的な金融安定を促進することによって公益に奉仕することである。評議員会は、本公開草案において提案する新審議会の上記戦略案は、世界中の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす基準を開発するというIFRS財団のミッションに整合していると考え

ている。

## 2. 定款改正の方向性

2020年協議ペーパーにおいて、評議員会は、新審議会の成否はIFRS財団のガバナンス構造の適切性に依存するとしている。コメント提出者の多くは、現在のガバナンス構造は適切に機能しており、その下に新審議会を設立することで便益を受けるだろうとする一方、具体的な新体制案に対し、コメントする機会を求めた。そのため、定款改正に関する本公開草案は、IFRS財団の目的に国際的なサステナビリティ報告基準の開発を追加し、目的に沿った新審議会を設立するために必要な、構造及び機能上の修正又は追加に限定した修正案とし、新審議会に関する条文は、可能な場合には、IASBの条文を模写している。

## 3. 具体的な定款修正案

### (1) 名称

本公開草案は、設立される新審議会の名称を「国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board; ISSB）」、IASBが設定する基準を「IFRS会計基準（IFRS accounting standards）」、ISSBが設定する基準を「IFRSサステナビリティ基準（IFRS sustainability standards）」とすることを提案している。これらの名称は、各々の機能を正確に記述していると述べている。

#### 第1条 IFRS財団の名称

（略）国際会計基準審議会（IASB）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、IFRS財団の2つの基準設定機関である。（以下略）

15 本公開草案第2項(d)

16 フィードバック・ステートメント4、5、18ページ



第2条 IFRS 財団の目的

(e)項

下記の IFRS 基準の採用を、各国及び各地域の基準と IFRS 基準とのコンバージェンスを通じて、推進し促進すること

- (i) IASB が公表する基準書及び IFRIC<sup>®</sup> 解釈指針（「IFRS 会計基準」と呼ぶ）
- (ii) ISSB が公表する基準書（「IFRS サステナビリティ基準」と呼ぶ）

なお、評議員会は、組織の正式名称について、現在の「IFRS 財団」を維持すべきか、名称を変更して「国際企業報告財団」とするかを検討したものの、当財団の確立されたブランドを維持し、それを基礎にしつつ、2つの審議会を同等に目立たせ、明確な整合性を提供するため、「IFRS 財団」を維持することとした。

(2) IFRS 財団の目的

本公開草案は、「IFRS 財団の目的」に、国際的なサステナビリティ報告基準の開発を新設し、前述の IFRS 財団の戦略の範囲において幅広い活動が可能となる規定を提案している。

第2条 IFRS 財団の目的

(a)項

ISSB を通じて、公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められるサステナビリティ基準の単一のセットを開発すること。これらの基準は、企業報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求すべきである。投資者、世界の資本市場の他の参加者の意思決定に役立ち、マルチステークホルダーのサステナビリティ報告と結合するためである。

(3) ガバナンス

① IFRS 財団の新たなガバナンス構造

現在の IFRS 財団のガバナンス構造は、基準

設定の専門家からなる独立した IASB を評議員会が統治・監督し、評議員会はその結果について、日本の金融庁や米国証券取引委員会、欧州委員会などの各国・各地域の公的機関から成るモニタリング・ボード<sup>17</sup> に対して説明責任を負うという3層構造になっている。

本公開草案は、2020年協議文書に対するコメントにおいて、ISSB のガバナンス構造は現在の IASB のガバナンス構造を全般的に反映すべきとの幅広い合意がみられたため、ISSB を評議員会とモニタリング・ボードの監督の下に置き、IASB と並行して運営することを提案している（図1参照）。

本公開草案は、IFRS 財団のガバナンス構造の下に ISSB を設立することの利点は、既存の IFRS 財団の基準設定プロセス、デュー・プロセス、利害関係者や有識者とのネットワークを活用できることにあるとしている。これにより、ISSB は、新しいサステナビリティ報告基準の一貫した適用を促進し、サステナビリティ報告に関連する組織、政府、規制当局及びその他の利害関係者間のグローバルな協力及び調整に貢献し、さらなるコンバージェンスを達成することができるとしている。

② IASB との違い

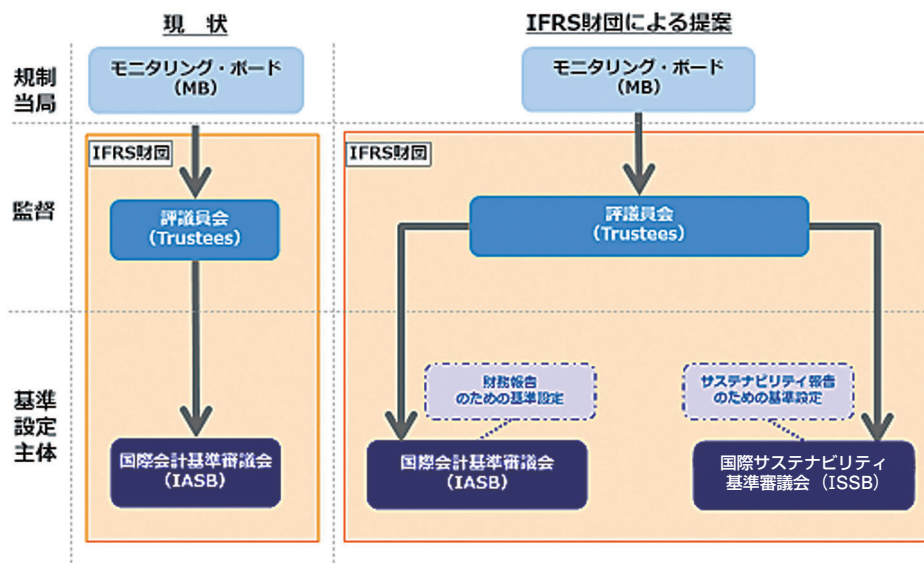
本公開草案は、ISSB が基準設定において適切なレベルにまで成熟し、評議員会の戦略的方向性の範囲内で技術的な専門性を開発することを可能にするため、以下のとおり、IASB とは異なる規定を一部提案している（図2参照）。

③ 本公開草案において定款に提案されていない事項

下記事項については、評議員会が IFRS 財団の現在のガバナンスの下で適切な監督に基づき

17 <https://www.ifrs.org/groups/monitoring-board/>

図1：定款修正案におけるIFRS財団の新たなガバナンス構造のイメージ（筆者作成）



対処できると判断したため、提案されていない。

(a) モニタリング・ボードの役割

現ガバナンス構造の下に新審議会が設立された場合でも、モニタリング・ボードは、現在の人員構成及び専門性を変更せずとも、ガバナンス構造の一部として十分に機能し

得る。

(b) 評議員会の人員構成及び専門性

新審議会が設立された場合でも、現定款において既に評議員会は「グループとして、専門家としての経歴に関しバランスを提供し、企業報告の透明性の国際的な促進と維持に関心を有する個人で構成されなければならない

図2：定款修正案における、ISSBとIASBの主な異同

条文番号	項目	ISSB	IASB																					
2(e)他	基準名称	IFRS サステナビリティ基準	IFRS 会計基準																					
24・26 43・45	ボードメンバーの人数	14名 適切な人材を確保するため、 <u>全世界枠</u> (※)を拡大。	14名																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ISSB</th> <th>IASB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア・オセアニア</td> <td>3名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>欧州</td> <td>3名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>アメリカ大陸</td> <td>3名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>アフリカ</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>全世界枠</td> <td>4名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 14名</td> <td>計 14名</td> </tr> </tbody> </table>			ISSB	IASB	アジア・オセアニア	3名	4名	欧州	3名	4名	アメリカ大陸	3名	4名	アフリカ	1名	1名	全世界枠	4名	1名		計 14名	計 14名
	ISSB	IASB																						
アジア・オセアニア	3名	4名																						
欧州	3名	4名																						
アメリカ大陸	3名	4名																						
アフリカ	1名	1名																						
全世界枠	4名	1名																						
	計 14名	計 14名																						

24・43	非常勤メンバーの人数	少数 独立性を確保しながら適切な人材を確保するため、具体的な人数を記述していない。	3名まで
44 付録	ボードメンバーの要件	本公開草案の定款付録「ISSBメンバーの要件」参照。IASBメンバーと概ね類似の要件だが、ISSBメンバーは、技能、経験及び視点の幅広い基盤が必要とされる旨の記述がある。	本公開草案の定款付録「IASBメンバーの要件」参照。
29・48	議長・副議長	議長1名、副議長1名	議長1名、副議長2名以内
30・49	任期	IASBと同じだが、ISSBメンバーの最初の任期について、柔軟に対応することを意図しているとしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 最初は5年が最長任期。</li> <li>• 再任は3年を任期とし、最長5年まで可。</li> <li>• 任期は合計で10年を超えることはできない。</li> </ul>
34・35 53・54	決議要件	公開草案又はIFRSサステナビリティ基準の公表には、 <u>単純過半数の承認が必要</u> 。ISSBが設立中の間、ISSBの議長及び副議長は、 <u>ISSBの議長及び副議長の承認により</u> 、ISSBの作業計画案について一般からの意見を求めることができる。	公開草案又はIFRS会計基準の公表には、8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認が必要。

(※) 全世界枠：全体の地理的バランスを確保することを条件に、任意の地域から選ばれる最大人数。

い」と規定されており<sup>18</sup>、また人員構成及び専門性は、今後数年間にメンバーの定期的な交代が行われるにつれて十分に調整され得る。

(c) マルチステークホルダー専門家協議委員会の設置

当委員会は、新審議会の基準設定プロセスに情報を提供するためにIFRS財団内に設置される予定であるが、現行でも定款に必ずしも規定されていない組織が存在する<sup>19</sup>。

(d) IFRS 諮問会議

諮問会議の専門性はメンバーの定期的な交代が行われるにつれて十分に調整され得る。

(e) サステナビリティ基準解釈指針委員会

新審議会が十分に運用可能となり、新審議

会による基準が広く使用されるようになった時点で再検討される。

(f) デュー・プロセス

評議員会のデュー・プロセス監督委員会及び技術的準備ワーキング・グループが別途検討する。

(g) IFRS 財団の戦略の全体的なレビュー

評議員会は、IFRS財団の戦略につき、サステナビリティ報告以外の項目のレビューを継続し、利害関係者に継続的に全体的な戦略レビューに関する情報提供を行う。場合によっては、定款の追加修正を検討する可能性もある。

18 IFRS財団定款第7条

19 会計基準アドバイザー・フォーラム等が該当する。



#### 4. 成功のための主要な要件に関する作業状況

評議員会は、ISSB の設立のためには、2020 年協議ペーパーで示された、以下の成功のための要件が満たされることが不可欠と考えており、本公開草案の付録 B において、現在の作業状況を示している。

(1) 主要な市場において、公的機関、国際的な規制機関、投資者及び作成者を含む市場関係者からの十分なレベルの国際的な支持の獲得  
評議員会は、IFRS 財団がサステナビリティ報告に任務を拡大することに対して、幅広い支持を得たとしている。特に証券監督者国際機構 (IOSCO) の声明<sup>20</sup> や G20 の財務大臣及び中央銀行に対する FSB の書簡<sup>21</sup> による支持表明を歓迎し、さらなる利害関係者との対話を実施していくとしている。

(2) サステナビリティ報告における国際的な一貫性の実現と複雑性の低減のための、地域的な取組みとの協力

評議員会は、国際的なサステナビリティ報告基準の開発に向け、技術的な準備作業を行う対話の場 (フォーラム) を提供するため、サステナビリティ報告や統合報告、企業価値に焦点を当てた基準等の設定における専門性を有する既存の機関をメンバーとした<sup>22</sup>、技術的準備ワーキング・グループ (Technical Readiness Working Group) を設置した。

また、EU などの主要な法域等との対話を

公式に合理的に行い、ISSB の基準設定プロセスに情報を提供する役割を担う予定である、マルチステークホルダー専門家協議委員会の設置の検討を開始することを目的として、IOSCO 等をメンバーとした多国間ワーキング・グループ (Multilateral working group) を設置する予定である<sup>23</sup>。

(3) 適切なガバナンス構造の確保

本公開草案にて、ガバナンス変更案が適切なものか意見を求めている。

(4) 評議員会、ISSB メンバー及びスタッフによる適切な技術的専門性の達成

評議員会は、モニタリング・ボードと連携しながら、議長、副議長及び ISSB メンバーの任命プロセスを策定中である。また、あるべき教育訓練及び部門間の相互対話について、IFRS 財団内部において検討中としている。

(5) 必要となる独立した資金調達レベル及び財政支援を得る能力の達成

評議員会は、短期的には、ISSB が基準設定活動を速やかに開始することを可能にする原資を得るための資金調達の取決めに向けて作業しており、長期的には、ISSB の将来性及び独立性を確保するために多様な範囲の資金源を求めており、IASB 及び ISSB の資金を区分することを確保することが重要であると述べている。なお、具体的な資金調達案は

20 IOSCO が 2021 年 2 月 24 日に発表した声明 IOSCO/MR/05/2021 を参照。

<https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS594.pdf>

21 G20 の財務大臣及び中央銀行に対する FSB 議長の書簡を参照。

<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060421-1.pdf>

22 ワーキング・グループのメンバーには、TCFD、IIRC (国際統合報告評議会)、SASB (サステナビリティ会計基準審議会)、CDSB (気候変動開示基準委員会)、WEF (世界経済フォーラム)、IASB、オブザーバーとして IOSCO、IPSASB (国際公会計基準審議会) が参加する。今後、GRI (グローバル・レポートング・イニシアティブ) 及び CDP (カーボン・ディスクロージャープロジェクト) と緊密に連携するとしている (フィードバック・ステートメント 4 ページ、本公開草案 B21 項及び IFRS 財団による公表資料 (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/may/eeg/ap2-update-on-sustainability-reporting-may-2021.pdf>) 7 ページ)。

23 フィードバック・ステートメント 5 ページ

現時点で提案されていない。

(6) 財務報告との効果的なシナジーの構築を図るための組織及び文化の開発

評議員会は、この要件を、目標とし続けなければならないものと認識しており、ISSBが概念フレームワークを開発することで、IASBとISSBの業務をどのように概念的に関連付けることができるのか、財務報告とサステナビリティ報告をどのように関連付けることができるのかを検討し得るとしている。評議員会はまた、フィードバック・ステートメントにおいて、IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」が、サステナビリティ報告と財務報告との間の追加的な関連付けを開発するための価値あるツールになり得るとも説明している<sup>24</sup>。

(7) IFRS財団の現在のミッション及びリソースが損なわれないことの確保

評議員会は、当財団のミッション及びリソースがISSBの設立によって損なわれないことを引き続き確保するため、モニタリング・ボードと協力するとしている。

(8) 特に気候関連事項に関して国際的な基準を開発する必要の緊急性

評議員会は、2020年協議ペーパーに対する回答の分析を踏まえ、作業を段階的に監督するためのステアリングコミッティ（起草委員会）を評議員会に設置した。

## 5. 今後の予定

評議員会は、コメント期限（2021年7月29日）終了後、コメントを分析し、成功のための主要な要件が満たされることを確保し、評議員会にてISSBを設立するかどうかにつき、最終決定を行う予定である。また、ISSBの設立が決定した場合は、2021年11月に開催される国

連気候変動会議（COP26）にて発表する予定である。

## 6. 質問事項

### 質問 1

特に次のことを考慮して、修正が評議員会の戦略的な方向性を適切に反映しているということに同意するか。

- (a) IFRS財団の目的の修正案（付録Aに示す「定款」の新第2条(b)で概要を示している）
- (b) 新審議会の構造及び機能を反映するための修正案（付録Aに示す「定款」の新第43条から第56条で概要を示している）

### 質問 2

新審議会及びそれに関連した基準の考えられる名称に関して、「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が「IFRSサステナビリティ基準」を設定することが、新審議会及びそれに関連した基準の機能を正確に記述するという事に同意するか。

### 質問 3

結果的修正の提案（付録Aに示す「定款」の新第60項及び第61項案で概要を示している）に同意するか。

### 質問 4

「定款」の的を絞った修正案に関して提起したいと考える他の事項はあるか。

## IV おわりに

我が国では、これまで、IFRSに関する我が国の市場関係者の意見の集約等を目的としてIFRS対応方針協議会を設置し議論を行ってき

24 フィードバック・ステートメント 32 ページ

たが、サステナビリティ基準に関する IFRS 財団の動向に対応するために、IFRS 対応方針協議会の下にワーキング・グループを設置している。IFRS 対応方針協議会は9つの団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ／株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省）から構成され、また、当該ワーキング・グループには、上記の9つの団体に加え、7つの団体（年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、環境省）がオブザーバーとして参加しており、2020年協議ペーパーに対して、コメント・レターを提出している<sup>25</sup>。

今回の公開草案に対しても、オールジャパンとしての意見を集約し、IFRS 対応方針協議会よりコメント・レターを提出することを検討している。

---

25 [https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs\\_council/2020-1130.html](https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs_council/2020-1130.html)